

佐賀県訓令甲第十四号

本 庁

現地機関

佐賀県訓令の形式の左横書きの実施に関する規程を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県訓令の形式の左横書きの実施に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(既存訓令の形式の改正)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方又は上方は、この規程による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）においてはそれぞれ上方又は左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存訓令における文字の配置と同様とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに縦書きとすることが適当と認められる様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号に	アラビア数字
-------------------	--------

	用いられている漢数字	
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字	
三 号を第一次の段階で細分するため に用いられている文字及びこれを引用 するために用いられている当該文 字	五十音順による片仮名	
四 号を第二次の段階で細分するため に用いられている文字及びこれを引 用するために用いられている当該文 字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順 による片仮名	
五 表中その内容を第一次の段階で細 分するために用いられている漢数字	アラビア数字	
六 表中その内容を第二次の段階で細 分するために用いられている文字及 びこれを引用するために用いられて いる当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア 数字	
七 表中その内容を第三次の段階で細 分するために用いられている文字及 びこれを引用するために用いられて いる当該文字	五十音順による片仮名	
八 表中その内容を第四次の段階で細 分するために用いられている文字及 びこれを引用するために用いられて	左右を丸括弧で囲んだ五十音順 による片仮名	

<p>いる当該文字</p>	
<p>九 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十 項番号のない項</p>	<p>アラビア数字による項番号を付した項</p>
<p>十一 漢数字(次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの ニ 数字の単位として用いられている万又は億であって当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億 ホ 第一号、第二号及び第五号に定めるもの 十二 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)</p>
<p>十三 右(文面上の位置又は方向を示</p>	<p>上記</p>

すために用いられているものに限る。）	
十四 上欄	左欄
十五 下欄	右欄
十六 よう音に用いる「ゃ」「ゅ」「ょ」「よ」「ゃ」「ゅ」「ょ」若しくは「ヨ」「ョ」又は促音に用いる「っ」若しくは「ッ」	それぞれ「ゃ」「ゅ」「ょ」「よ」「ゃ」「ゅ」「ょ」若しくは「ヨ」「ョ」又は「っ」「ッ」若しくは「ッ」

- 2 前項の表第十二号及び第十三号の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- 3 第一項の表第三号から第九号まで及び第十二号から第十六号までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないとき認められるときは、知事が定めるところによる。

(補則)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。